

県民税利子割の申告納入について（お願い）

長野県総合県税事務所 課税課 課税第三係

1 申告納入期限について

利払いのあった月の翌月10日（その日が日曜日、祝祭日又は土曜日のときはその翌日）となっています。期限までに申告納入されなかった場合は、「**不申告加算金**」（当該税額に一定の割合を乗じて計算した金額）を納めていただくこととなります。

期限内申告納入につきまして、十分ご留意いただきますようお願いいたします。

2 税額計算について

- (1) 税 率 5%
- (2) 税額計算 (利子等の支払額) × 5%
- (3) 端数計算 1円未満の端数は切り捨ててください。

3 「納入申告書」記載上の注意点について（「納入申告書記載方法」参照）

次の項目に注意していただきますようお願いいたします。

- (1) 「種類」欄の記載漏れ・記載誤りにご注意ください。
- (2) 右側の「支払金額」欄には、左側「課税」欄の額を記載し、「非課税」分は含めないようにしてください。
- (3) 左側の「非課税」欄の「その他」欄に記載すべき金額を、誤って「非居住者」欄に記載することのないよう注意してください。
- (4) 「懸賞金付預貯金等の納入申告書（赤色の用紙）」については、同一月に13～19の複数の商品がある場合は、全てを一枚の申告書に記載してください。
- (5) プレプリントされていない納入申告書用紙を使用する際は、特別徴収義務者番号の記載漏れにご注意ください。
- (6) 右下の「受付印」欄には、金融機関の領収印を押印してください。

4 電子申告・電子納税の推進について



2021年10月から、特別徴収義務者が行う個人住民税の利子割、配当割、株式等譲渡所得割の申告及び納入について、eLTAX（エルタックス）を通じて電子的に行うことが可能となりました。

eLTAXの利用による電子申告及び納入は、業務の効率化や省力化に寄与することから、積極的にご利用くださるようお願いいたします。

なお、eLTAXを通じて利子割の納入申告書をご提出いただいた特別徴収義務者様につきましては、来年度以降、紙のプレプリント申告書の送付を取りやめさせていただきます。



詳細はこちら→<https://www.eltax.lta.go.jp/news/02935>
(利子割・配当割・株式等譲渡所得割の電子化に係る特設ページ)

